

平成14年度12月補正予算について

注： は新規施策分
 は大幅増額分
 ()は累計額
 単位：千円

1. 一般政策経費

173,022
 (債務負担行為限度額 600,000)

離転職者等緊急職業能力開発事業費(経済労働部 労政雇用課)3,780 (99,617)

中高年ホワイトカラー離転職者等の再就職支援のため、企業からの要望に基づき、訓練科目を新設する。

科目 OAビジネス(ウェブデザイン)コース
 校名 新居浜校
 定員 20人
 訓練期間 3か月以内(324時間)
 負担区分 国10/10

市町村合併支援道路整備事業費(土木部 道路建設課) 100,000 (1,000,000)

合併重点支援地域に指定され、実質的な合併協議を進めている圏域内の道路網整備を促進する
 対象路線 市町村合併を支援する県管理国道及び県道の内から地元合併協議会と協議のうえ決定
 対象工種 道路改良、橋りょう整備、舗装新設
 期間 14年度～16年度
 (県93/100 市町村7/100)

死亡牛全頭検査体制整備事業費(農林水産部 畜産課) 41,079

牛海綿状脳症対策特別措置法により、15年4月から24ヶ月齢以上の死亡牛全頭について、BSE検査の実施が義務付けられたため、検査結果が判明するまでの間死亡牛を保管する保冷库等必要な機器を整備する。

整備場所 家畜保健衛生所
 整備内容 冷凍コンテナ(2基)、フォークリフト、高温高圧洗浄機(以上、中央家保のみ)
 解体用電動鋸 など
 負担区分 国1/2 県1/2

中高一貫校給食施設整備事業費(教育委員会 高校教育課) 28,163

15年4月に開校する中高一貫校の給食委託先調理場の施設・設備を整備する。

整備場所 今治市桜井小・中学校調理場
 松山市城北学校給食共同調理場
 宇和島市中央学校給食調理場
 整備内容 調理場拡張、配送用車両車庫整備工事、回転釜、炊飯器設備整備
 食器等消耗品購入 など
 期間 14年度～15年度
 (今治東中学校については、工事期間中(15年8月まで)、今治市学校給食センターで対応する。)

権現トンネル建設事業費(土木部 道路建設課) (債務負担行為限度額 600,000)

場所 伊予三島市中之庄町～中曾根町
 工事内容 幅員6.5m(12.0m、11.75m) 延長558m
 工期 14年12月～16年10月

2.その他経費

865,063

県議会議員選挙費(総務部 市町村課)

858,571

任期満了日 15年4月29日
選挙期日 15年4月13日(予定)
定数 23選挙区 50人

土地改良区総代選挙費(総務部 市町村課)

6,492

対象地区 道後平野土地改良区(松山市、伊予市、重信町、川内町、松前町、砥部町)
任期満了日 15年3月8日
選挙期日 任期満了日前30日以内
定数 19選挙区 174人

3. 給与改定経費

4,176,712

職員給与改定費

4,173,130

一般会計 (21,508人)	3,759,105 千円
一般職員 (5,056人)	898,387 千円
警察職員 (2,650人)	497,871 千円
小学校職員 (5,851人)	980,792 千円
中学校職員 (3,483人)	570,569 千円
高等学校職員 (3,566人)	663,326 千円
特殊学校職員 (902人)	148,160 千円
企業会計 (2,207人)	414,025 千円

特別職期末手当改定費

3,582

期末手当の年間支給割合の引下げ	
年間3.55月分	3.5月(0.05月分減)
〔一般会計 (59人)〕	

[職員給与改定の概要]

1 給与改定率 2.02% (給料表の改定 1.79%、諸手当の改定 0.23%)
 (平成13年度 0.04% (給料表の改定見送り、諸手当の改定 0.04%))

2 諸手当の改定
 ・扶養手当

区 分			現 行	改 正 案	改 定 額
配 偶 者			16,000円	14,000円	2,000円
配 偶 者 以 外 の 扶 養 親 族	配 偶 者 あ り	配偶者を扶養 している場合	1人目 6,000円	据 置 き	
			2人目 6,000円	据 置 き	
		配偶者を扶養 していない場合	1人目 6,500円	据 置 き	
			2人目 6,000円	据 置 き	
	配 偶 者 が ない 場 合		1人目 11,000円	据 置 き	
			2人目 6,000円	据 置 き	
上記以外の扶養親族(3人目以降)			3,000円	5,000円	2,000円
満15歳に達する日以後の最初の年度初めから満22歳に 達する日以後の最初の年度末までの子(1人につき)			5,000円 (加算)	据 置 き	

・医師の初任給調整手当(支給月額の高限度額)

区 分	現 行	改 正 案	改 定 額
医(一)及び大学教育職の医師	316,400円	311,400円	5,000円
その他の医師(医系教官等)	51,600円	50,800円	800円

3 期末・勤勉手当の年間支給割合の変更(平成15年4月1日以降適用)

年間支給割合	4.7月分	4.65月分 (0.05月分減)
期末手当	3.55月分	3.25月分 (0.3月分減)
3月期	0.55月分	廃止
6月期	1.45月分	1.55月分 (0.1月分増)
12月期	1.55月分	1.7月分 (0.15月分増)
勤勉手当	1.15月分	1.4月分 (0.25月分増)
6月期	0.6月分	0.7月分 (0.1月分増)
12月期	0.55月分	0.7月分 (0.15月分増)

(特定幹部職員についても、同様の支給割合を変更する)
 本年度に限り、3月期の期末手当の支給割合を0.5月分(0.05月分減)に引き下げる。

4 調整措置 当該給与改定を平成14年4月1日から実施した場合の影響額を、平成15年3月期の期末手当で調整

5 実施時期 平成15年1月1日